

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和4年12月1日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月1日

北陸地方整備局長 内藤 正彦

- |   |   |   |                                  |
|---|---|---|----------------------------------|
| 1 | 道路の種類及び路線名<br>一般国道49号   | 占用を制限する区域<br>新潟市中央区美の里262番1 から<br>同市中央区美の里256番12 まで | 図面縦覧場所<br>北陸地方整備局及び<br>同局新潟国道事務所 |
| 2 | 制限の対象とする占用物件<br>新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 |   |                                  |
| 3 | 占用を制限する理由<br>緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。   |   |                                  |
| 4 | 占用の制限の開始の期日 令和4年12月2日   |   |                                  |

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和4年12月1日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月1日

北陸地方整備局長 内藤 正彦

- 1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域  
一般国道8号 金沢市利屋町い16番1 から  
及び159号 同市岸川町ほ3番1 まで

図面縦覧場所  
北陸地方整備局及び  
同局金沢河川国道事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 令和4年12月2日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和4年12月2日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月2日

北陸地方整備局長 内藤 正彦

- |   |   |
|---|---|
| <p>1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域<br/>一般国道49号 阿賀野市百津字新町1465番1 から<br/>同市窪川原字柳島548番1 まで</p>   | <p>図面縦覧場所<br/>北陸地方整備局及び<br/>同局新潟国道事務所</p> |
| <p>2 制限の対象とする占用物件<br/>新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。</p> |   |
| <p>3 占用を制限する理由<br/>緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。</p>   |   |
| <p>4 占用の制限の開始の期日 令和4年12月3日</p>  |   |

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和4年12月13日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

北陸地方整備局長 内藤 正彦

1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道8号 加賀市熊坂町オ257番3 から  
同市熊坂町264番 まで

図面縦覧場所

北陸地方整備局及び  
同局金沢河川国道事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 令和4年12月14日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和4年12月16日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月16日

北陸地方整備局長 内藤 正彦

1 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道157号 金沢市野町一丁目277番1 から  
同市野町三丁目182番1 まで

図面縦覧場所

北陸地方整備局及び  
同局金沢河川国道事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日 令和4年12月17日